

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月

沖縄県人事委員会

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成二十八年十月

沖縄県人事委員会



人委第430号

平成28年10月11日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉 殿

沖縄県知事 翁 長 雄 志 殿

沖縄県人事委員会

委員長 宮 國 英 男

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第 1 報告	1
1 職員の給与等	2
2 民間の給与等	4
3 職員給与と民間給与との比較	7
4 物価及び生計費	8
5 人事院勧告等の概要	9
むすび	13
別紙第 2 勧告	22
(別紙) 人事院の報告及び勧告の骨子等	
給与勧告の骨子	59
育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子	61
公務員人事管理に関する報告の骨子	62
参考資料	
1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	41
3 標準生計費及び労働経済指標	59

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告並びにその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行ってきた。

その概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

(1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「平成28年職員給与等実態調査」を行った。

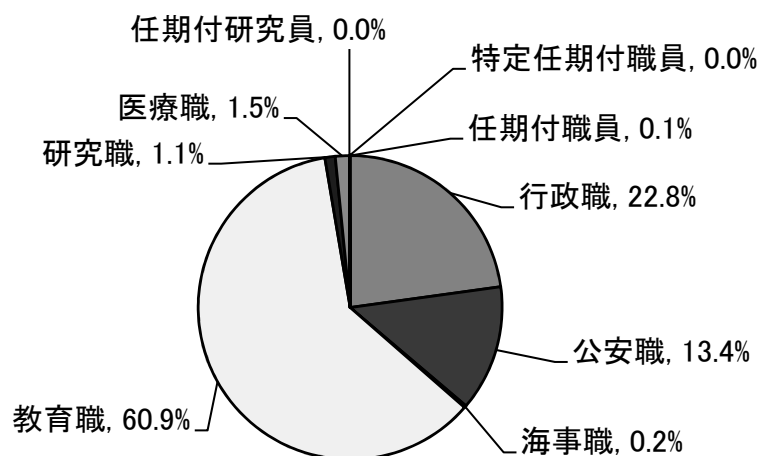
その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は19,633人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職、任期付研究員及び任期付職員について9種12給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	任期付研究員	特定任期付職員	任期付職員	計
職員数	4,478	2,630	47	11,955	213	294	1	1	14	19,633
職員の例	一般行政職員	警察官	船員	小中高校等の教員	農林水産工業関係研究員	医師看護師等	招へい型任期付研究員	特定任期付職員	一般行政職員	
給料表	行政職給料表	公安職給料表	海事職給料表	教育職給料表(1)(2)(3)	研究職給料表	医療職給料表(1)(2)(3)	第1号任期付研究員給料表	特定任期付職員給料表	行政職給料表	

<職員の職別割合>



職員の平均像は、平均年齢41.5歳、平均経験年数18.8年、平均扶養親族数1.0人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢40.1歳、平均経験年数17.2年、平均扶養親族数0.9人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位:人、()内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	10,893 (55.5)	8,740 (44.5)	19,633 (100.0)
行政職	2,851 (63.7)	1,627 (36.3)	4,478 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	15,623 (79.6)	2,204 (11.2)	1,800 (9.2)	6 (0.0)	19,633 (100.0)
行政職	3,421 (76.4)	597 (13.3)	459 (10.3)	1 (0.0)	4,478 (100.0)

(2) 職員の給与

本年4月における職員全体の平均給与月額は、第3表に示すとおり、379,326円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は339,439円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位:円)

区 分		職員全体	行政職
平均給与月額		379,326	339,439
内 訳	給 料	347,021	309,850
	扶 養 手 当	10,138	9,329
	そ の 他	22,167	20,260

(注)1 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも給与月額計とは一致しない。

(参考資料1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与等

(1) 民間給与等の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって137事業所を抽出のうえ、「平成28年職種別民間給与実態調査」を行った。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、本年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

(給与改定の状況)

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップ慣行のない事業所の割合が65.0%（昨年81.4%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は25.1%（同11.3%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は9.9%（同6.8%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は82.9%（昨年77.0%）となっている。一方で、定期昇給を停止した事業所の割合は0.0%（同3.1%）、定期昇給制度のない事業所の割合は17.1%（同19.9%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	項目			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
一般従業員（係員）	25.1	9.9	0.0	65.0
管理職（課長級）	22.6	10.2	0.0	67.2

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施					
		増額	減額	変化なし			
一般従業員（係員）	82.9	82.9	27.6	8.4	46.9	0.0	17.1
管理職（課長級）	85.6	85.6	27.8	10.5	47.3	0.0	14.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で31.9%（昨年38.7%）、高校卒で19.8%（同18.4%）となっており、そのうち大学卒で32.2%（同17.9%）、高校卒で26.6%（同25.9%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		大学卒	31.9	(32.2)	
高校卒	19.8	(26.6)	(73.4)	(0.0)	80.2

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 諸手当の支給状況

(家族手当の支給状況)

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について11,415円、配偶者と子1人について16,253円、配偶者と子2人について20,675円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,415
配 偶 者 と 子 1 人	16,253
配 偶 者 と 子 2 人	20,675

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(特別給の支給状況)

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額の4.28月分となっている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1) 315,292 円
	上半期 (A2) 318,040 円
特別給の支給額	下半期 (B1) 681,815 円
	上半期 (B2) 674,955 円
特別給の支給割合	下半期 $\frac{B1}{A1}$ 2.16 月分
	上半期 $\frac{B2}{A2}$ 2.12 月分
年 間 の 平 均	4.28 月分

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均934円(0.27%)下回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A)-(B) $(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100)$
342,806円	341,872円	934円 (0.27%)

(注)1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は次表のとおりである。

公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)	支店長、工場長、部長、部次長、中間職(部長-課長間)
8級	課長		
7級		課長	課長
6級	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長	課長
5級		課長	
4級	係長	課長代理、中間職(課長-係長間)	課長代理、中間職(課長-係長間)
3級		係長	係長
2級	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)	主任、中間職(係長-係員間)
1級	係員	係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第10表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で0.3%、沖縄県で0.4%と上昇、全国で0.3%減少している。

第10表 消費者物価指数

区分	平成28年4月	平成27年4月	対前年同月比(%)
那覇市	103.3	102.9	0.3
沖縄県	103.8	103.4	0.4
全国	103.4	103.7	△ 0.3

(注)平成22年=100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第11表に示すとおりとなっている。

第11表 那覇市における世帯人員別標準生計費 (平成28年4月分)

1人	2人	3人	4人	5人
97,530円	138,370円	154,690円	171,040円	187,360円

(参考資料3 標準生計費及び労働経済指標 参照)

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 給与に関する報告及び勧告

ア 月例給については、本年4月分の官民比較の結果、平均708円（0.17％）国家公務員給与が民間給与を下回っていることから、昨年に続いて引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、本府省業務調整手当の支給額を引き上げることとした。

また、特別給（ボーナス）についても、公務が民間を0.12月下回っていることから、0.10月分引き上げることとし、その引上げ分は勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分することとした。

そのほか、医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案した改定を行うこととした。

イ 給与制度の総合的見直しについて、本年4月1日から、本府省業務調整手当の手当額を、係長級は基準となる俸給月額 $の4.5$ パーセント相当額に、係員級は同 2.5 パーセント相当額にそれぞれ引き上げることとした。さらに、平成29年度から、同手当の手当額を、係長級は同 5.5 パーセント相当額に、係員級は同 3.5 パーセント相当額にそれぞれ引き上げることとした。

ウ 配偶者に係る扶養手当について、民間企業及び公務における状況の変

化等を踏まえ、次のように見直しを行うこととした。

(ア) 配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る扶養手当額を引き上げる。

(イ) 本府省課長級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円とする。

エ 専門スタッフ職俸給表について、4級を新設し、昇給は勤務成績が極めて良好である場合に限定することとした。

オ その他の課題については、次のことについて報告を行った。

(ア) 再任用職員の勤勉手当について、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定

(イ) 介護時間制度の新設に伴い、昇給及び勤勉手当において不利にならない取扱いとし、併せて、介護休暇及び育児休業等についても同様に扱う。

(2) 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告

国家公務員の育児休業等に関する法律に関する事項として育児休業等に係る子の範囲の拡大、及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に関する事項として介護休暇の分割及び介護時間の新設について、平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）から実施し、併せて、民間労働法制の改正内容に即して、次のように措置を講ずる。

ア 介護休暇等の対象となる家族の同居要件の見直し

イ 介護を行う職員の超過勤務の免除について所要の措置

ウ 上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止についての体制整備

エ 非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の見直し

(3) 公務員人事管理に関する報告

ア 多様な有為の人材確保のため、各府省や大学等と連携し、効果的な人材確保を展開する。一方、試験制度面でも能力実証方法等必要に応じた

- 点検を行う。
- イ 人材育成のため、マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修及び中途採用者や国際化対応のための研修を強化し、派遣研修の活用を促進。官民人事交流推進に向けて環境整備を行う。
- ウ 能力・実績に基づく人員配置や昇進管理、処遇を公正に行うことが重要であり、特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要である。一方、働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要である。
- エ 仕事と家庭の両立支援の充実のため、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大を措置する。
- オ 長時間労働是正のため、府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要であり、現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組の徹底が有効である。また、長時間勤務職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要である。
- カ 心の健康づくり推進のため、ストレスチェック制度を実施し、働きやすい職場づくり実現に向けて職員一人一人が当事者意識を持つよう支援する。
- キ ハラスメント防止対策のため、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等防止につき防止策を措置する。
- ク 非常勤職員の勤務環境の整備のため、育児休業、介護休暇の取得要件の緩和等を措置し、給与に関する指針に沿った処遇確保を各省庁に指導する。
- ケ 高齢層職員については、定年延長に向けた仕組みの具体化が必要であり、当面、フルタイム中心の再任用勤務の実現を通じた能力及び経験の活用を図る。

人事院の給与勧告の骨子、育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子及び公務員人事管理に関する報告の骨子については、別紙のとおりである。

む す び

職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりである。

本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案したところ、職員の給与等については、次のとおり措置する必要があると考える。

1 給与改定について

本委員会は、職員給与及び民間給与の実態調査の結果、月例給について、職員給与が民間給与を下回るとともに、特別給についても、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を下回ったこと、並びに国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう次のとおり取り扱う必要があると判断した。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上

げ、4.30月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引上げ、平成29年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、大学の学長並びに一般職の任期付研究員及び任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

また、人事院は、本年の人事院勧告において、再任用職員の増加や在職期間の長期化等が見込まれる状況を踏まえ、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるよう設定することを報告した。同報告や他の都道府県の状況等を考慮し、検討を行う必要がある。

(4) その他の課題

ア 獣医師の処遇

獣医師については、人材確保を図る観点から、他の都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の支給期間の拡大など、処遇の改善に向け取り組む必要がある。

イ 特勤勤務手当

特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）については、離島その他の生活に著しく不便な地に所在する公署ごとにそれぞれ級地区分が定められているが、本委員会としては、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、国や他の都道府県の状況を考慮し、引き続き必要な検討を行っていくこととする。

2 扶養手当の見直しについて

人事院は、本年の人事院勧告において、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額については、他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に係る

手当額については、子に要する経費の実情や、我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、引き上げを行うなど扶養手当の見直しを勧告した。

本委員会としては、地方公務員法に定める情勢適応の原則、均衡の原則等の給与決定の諸原則に則り、従来、職員の給与制度については国家公務員の給与制度に準ずることを基本としてきたところであることから、人事院の扶養手当の見直しの内容などを踏まえ、人事院勧告に準じて改正する必要がある。

3 公務運営に関する課題について

(1) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理

時間外勤務の縮減については、職員の心身の健康保持のみならず、公務能率の向上等を図る上で重要な課題であり、本委員会では、従来からその必要性を指摘してきたところである。

各任命権者においても、これまで様々な取組を推進してきたところであるが、昨年度、一部の任命権者では一人当たりの年間総実勤務時間数が前年度から増加するなど、依然として長時間の時間外勤務が生じている。

このことから、各任命権者においては、時間外勤務が生ずる要因の調査・分析及びこれまでの取組の検証を進め、業務の更なる効率化や繁忙期における業務支援等業務の平準化に取り組むほか、業務実態に応じた適正な人員配置など、より一層の取組を推進する必要がある。

これらの取組においては、管理監督者が勤務時間管理における自らの役割を強く認識することが何よりも重要であり、勤務管理システム等を活用し、所属職員の勤務状況の適確な把握と適時・適正な業務管理に努めるとともに、事前命令の徹底等により時間外勤務の更なる縮

減に努めることが重要である。

また、各任命権者においては、職員の健康管理等の見地から、出退勤（勤務）時間の正確な把握や、宿日直等の勤務体制及び休憩時間の付与等について、適切な管理に努める必要がある。

特に、学校現場における教職員の勤務時間の管理については、改善の余地があることから、管理監督者においては所属職員の勤務時間を正確に把握するための取組を引き続き進めるとともに、任命権者においても、学校現場の実態を把握した上で、適正な勤務環境の確保に向け、勤務管理システムの導入等実効性のある具体的な取組を進める必要がある。

イ 仕事と家庭の両立支援の推進

職員一人一人が公務においてその能力を十分に発揮するためには、仕事と育児や介護の両立が図られることが重要であり、各任命権者においては、これまでも育児や介護に係る支援制度の整備充実に取り組んできたところである。

育児に関する支援については、各任命権者において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により取組が進められているが、一部の任命権者においては、依然として男性職員の育児休業等の取得率は低い状況にある。

また、介護については、職員の介護休暇の取得実績に、ここ数年間大きな変化は見られないものの、今後は高齢化の進展に伴い、介護休暇の取得者の増加や介護期間の長期化も予想される。

各任命権者においては、育児休暇や介護休暇等が取得しやすい職場環境づくりに向け、管理監督者等の意識改革に引き続き取り組む必要がある。

さらに、人事院は、民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分

割取得、介護時間の新設等の措置に関する意見の申し出及び勧告を行うとともに、非常勤職員についても、介護休暇の分割取得等について所要の措置を講ずることとしており、本県においても、国の動向等に留意しつつ、仕事と育児や介護が両立できるよう、利用しやすい支援制度を拡充する必要がある。

あわせて、給与上の取扱についても、人事院勧告に準じ、所要の措置を講ずる必要がある。

ウ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理については、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能率の維持向上という観点からも重要な課題である。

特に、心の健康づくりについては、一部の任命権者において心の健康の問題による休職者が病気休職者全体の8割を超える状況となるなど、その対策が課題となっている。

各任命権者においては、「心の健康づくり計画」等に基づき、これまで様々な取組を進めてきたところであるが、心身の健康管理のためには、個々の職員が当事者意識を持ち、メンタルヘルスに対する理解を更に深めることが重要であり、これまで以上に、その実効性が担保されるよう、体系的な取組を継続して推進する必要がある。

今年度から導入されたストレスチェック制度は、ストレスに対する職員自らの気付きを促すとともに、職場ごとの検査結果の分析により職場環境の課題を把握できることが期待されており、引き続き円滑な実施を進めるとともに、職場環境の改善に向けた効果的な活用方法を検討する必要がある。

また、心の健康の問題により休職した職員を対象とした復職試行制度や勤務軽減措置については、引き続き、これまでの取組を検証

して更なる充実を図るとともに、復職後の状況把握や職務遂行能力の回復支援等といったフォローアップや再発防止策にも取り組む必要がある。

法令で義務付けられている長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師による面接指導については、各任命権者とも実施率が依然として低いことから、その向上に向けて取り組む必要がある。

職場におけるハラスメントについては、職員の尊厳を傷つける行為であり、勤労意欲の低下や職場環境の悪化等の要因となるだけでなく、心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなることから、各任命権者においては、研修等による意識啓発や相談窓口の周知等、引き続き発生防止や相談体制の充実に取り組むとともに、良好な職場環境の整備に努める必要がある。

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

各任命権者は、平成28年4月1日から、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、地方公務員法に基づき、人事評価を実施し、その評価結果については、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用することとされている。

公正な人事評価制度を円滑に実施するためには、評価者研修の充実等による評価能力の向上を図るとともに、評価者と被評価者との相談、指導、助言や、被評価者に対する研修等を通じて、人事評価制度の趣旨及び目的が被評価者との間で十分に共有されるよう、引き続き努めることが重要であり、評価結果については、任用、給与、分限等に適切に反映させる必要がある。

また、職員の退職管理についても、適切に対応する必要がある。

(3) 多様な人材の確保及び育成

複雑多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、県

職員として優れた資質や高い能力を有する多様な人材を確保し、育成することが重要である。

本委員会は任命権者の求める多様な人材を確保するため、これまでも、試験区分の新設や試験実施方法等の見直しを行ってきたところである。

一方、一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況にある。

本委員会としても、受験者募集の周知を強化することとするが、各任命権者にあっては、職種ごとの中長期的人員配置の考えの下、年度ごとの職員採用数の平準化に努める必要がある。

人材育成については、各任命権者における人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心とした能力開発を基本に、各種職員研修による人材育成を通して職員の職務遂行能力の向上に努めることが重要である。

女性職員の登用拡大については、各任命権者において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき策定した特定事業主行動計画により取り組んでいるところであり、引き続き計画的、積極的な登用及び職域拡大等を図るとともに、働きやすい環境の整備に努め、意欲と能力のある女性を活用する必要がある。

(4) 雇用と年金の接続

人事院は今年度の報告で、国家公務員における再任用制度の諸課題を示すとともに、民間企業の運用状況等を踏まえ、再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるよう取り組むとともに、雇用と年金の接続の推進のための様々な取組を示している。

本県においても、各任命権者において、雇用と年金の接続に係る諸課題の検討がなされているところであるが、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その職員が培ってきた多様な専門的知識

や経験を活用し得るポストへの配置に努める必要がある。

また、今後は年金支給開始年齢の段階的引き上げに伴い、管理職も含め、再任用希望者の増加が見込まれることから、その能力と経験の有効活用についても、併せて検討する必要がある。

これらの検討にあたっては、県民福祉の向上や行政サービスの拡充に繋がるよう留意するとともに、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視しながら、中長期的人員配置を見据えた組織体制、給与等のあり方の諸課題についても検討する必要がある。

(5) 服務規律の徹底

職員は、県行政を推進するにあたり、職員一人一人が県民全体の奉仕者として、勤務時間の内外を問わず自覚を持ち、県民の信頼を損なわないよう努める必要がある。

本委員会においては、これまでも、職員に対する県民の信頼が県行政を推進する上での基盤になるとの認識の下、職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、一部の職員による県民の信頼を揺るがす不祥事が発生している。

各任命権者においては、服務規律の徹底を図るため、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めてこれまでの取組を検証し、法令遵守、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めることが重要である。

4 勧告実施の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するも

のである。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中、職員においては、県民の安全安心の確保を始め、様々な分野で日々職務に精励しており、給与をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に的確に報いる必要がある。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 平成28年の給与改定のための関係条例の改正

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

a 平成28年12月期の支給割合

(a) (b)及び(c)以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあっては、0.425月分）とすること。

(b) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、

0.525月分) とすること。

(c) 大学の学長

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

b 平成29年6月期以降の支給割合

(a) (b)及び(c)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.4月分) とすること。

(b) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分) とすること。

(c) 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当

(ア) 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 扶養手当改正のための沖縄県職員の給与に関する条例の改正

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、沖縄県職員の給与に関する条例第12条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に

係る手当を除く。)を支給しないこととすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイの(イ)のa、1の(2)のイの(ア)及び1の(3)のイの(ア)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(1)のイの(イ)のb、1の(2)のイの(イ)及び1の(3)のイの(イ)並びに2については平成29年4月1日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、2の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、2の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、2の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の

適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ウ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	

	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
再任 用職 員以 外の 職員	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
	73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
	74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
	75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
	76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
	77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
	78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
	79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
	80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		
	81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
	82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
	83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			

93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800							
95		294,400	342,300							
96		294,800	342,700							
97		295,000	342,800							
98		295,300	343,300							
99		295,700	343,700							
100		296,100	344,000							
101		296,300	344,300							
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	

	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500	
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800	
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100	
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400	
再任用職員以外の職員	73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600	
	74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900	
	75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200	
	76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500	
	77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700	
	78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000	
	79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300	
	80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600	
	81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800	
	82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100	
	83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400	
	84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700	
	85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900	
	86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700		
	87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000		
	88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200		
	89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400		
	90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700		
	91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000		
	92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200		
	93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400		
	94	299,800	323,400	349,800	383,400				
	95	300,900	324,800	351,300	384,000				
	96	302,200	326,100	352,800	384,500				
	97	303,300	327,300	354,100	384,900				
	98	304,500	328,600	355,300	385,300				
	99	305,700	329,900	356,400	385,900				
	100	306,900	331,200	357,600	386,400				

101	308,100	332,600	358,700	386,800						
102	309,100	333,500	359,800	387,300						
103	310,200	334,600	360,900	387,900						
104	311,200	335,800	362,100	388,400						
105	312,000	336,900	363,300	388,700						
106	312,600	338,000	363,800	389,100						
107	313,200	339,000	364,400	389,600						
108	313,900	340,100	365,000	389,900						
109	314,400	341,300	365,600	390,200						
110	314,900	342,300	366,100	390,700						
111	315,400	343,300	366,600	391,200						
112	316,000	344,200	367,100	391,700						
113	316,800	345,100	367,500	392,000						
114	317,500	346,000	367,900	392,500						
115	318,200	347,000	368,500	393,000						
116	318,900	348,000	369,000	393,500						
117	319,500	349,000	369,400	393,800						
118	320,300	349,500	369,900	394,300						
119	321,000	350,100	370,500	394,800						
120	321,800	350,700	371,000	395,300						
121	322,400	351,000	371,100	395,700						
122	322,700	351,400	371,700	396,200						
123	323,200	351,900	372,200	396,600						
124	323,700	352,300	372,600	397,100						
125	324,000	352,700	373,100	397,500						
126		353,100	373,600							
127		353,600	374,100							
128		354,000	374,600							
129		354,400	374,900							
130		354,800	375,400							
131		355,200	375,900							
132		355,600	376,400							
133		355,800	376,700							
134		356,300	377,200							
135		356,700	377,600							
136		357,000	378,000							
137		357,300	378,300							
138		357,700	378,800							
139		358,200	379,300							
140		358,700	379,800							
141		359,000	380,100							
142		359,500								
143		360,000								
144		360,500								
145		360,800								
再任用職員	240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,100	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700	414,500
	2	146,100	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000	417,000
	3	147,200	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200	419,600
	4	148,200	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700	422,100
	5	149,200	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900	424,500
	6	150,500	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000	426,900
	7	151,800	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200	429,400
	8	153,100	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100	431,800
	9	154,200	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000	433,700
	10	155,700	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100	435,900
	11	157,300	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200	438,200
	12	158,800	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200	440,400
	13	160,100	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100	442,200
	14	161,600	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800	444,400
	15	163,100	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600	446,500
	16	164,700	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300	448,700
	17	166,100	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100	450,900
	18	167,800	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100	453,200
	19	169,500	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100	455,500
	20	171,200	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200	457,700
	21	172,800	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900	459,900
	22	174,800	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800	461,700
	23	176,700	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700	463,400
	24	178,600	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700	465,100
	25	180,300	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300	466,500
	26	182,100	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900	467,800
	27	183,900	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700	469,000
	28	185,700	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400	470,100
	29	187,300	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500	471,200
	30	189,400	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100	472,200
	31	191,500	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600	473,200
	32	193,600	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200	474,400
	33	195,500	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800	474,900
	34	197,400	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100	475,900
	35	199,300	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400	477,000
	36	201,200	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600	478,100
	37	203,000	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800	479,000
	38	204,600	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800	479,900
	39	206,200	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800	480,800
	40	207,800	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800	481,700
	41	209,200	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200	482,500
	42	210,800	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800	483,200
	43	212,400	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500	483,900
	44	214,000	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200	484,600
	45	215,400	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800	485,100
	46	216,700	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100	485,700
	47	217,900	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700	486,300
	48	219,200	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300	486,900

再任用 職員以 外の職 員	49	220,600	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700	487,200	
	50	221,800	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400	487,800	
	51	223,000	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100	488,500	
	52	224,100	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800	489,000	
	53	225,400	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400	489,500	
	54	226,700	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100	490,200	
	55	227,900	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800	490,500	
	56	229,100	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400	491,100	
	57	230,200	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800	491,600	
	58	231,400	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500		
	59	232,600	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200		
	60	233,800	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900		
	61	235,000	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300		
	62	236,100	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600		
	63	237,000	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900		
	64	238,100	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200		
	65	238,700	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400		
	66	239,700	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700		
	67	240,500	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000		
	68	241,600	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300		
	69	242,400	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500		
	70	243,200			368,600	421,200	448,800		
	71	243,900			369,000	421,800	449,100		
	72	244,800			369,300	422,400	449,300		
	73	245,600			369,800	422,900	449,500		
	74	246,300			370,000	423,500			
	75	246,800			370,500	424,000			
	76	247,400			371,000	424,600			
	77	247,700			371,400	425,100			
	78	248,200			371,900	425,700			
	79	248,800			372,400	426,400			
	80	249,500			372,900	427,000			
	81	249,900			373,400	427,300			
	82	250,300			373,800	427,900			
	83	250,500			374,300	428,600			
	84	251,000			374,800	429,200			
	85	251,300			375,200	429,600			
	86				375,700	430,100			
	87				376,100	430,800			
	88				376,600	431,500			
	89				377,100	431,700			
	90				377,600				
	91				378,100				
	92				378,600				
	93				378,900				
	94				379,300				
	95				379,800				
	96				380,200				
	97				380,700				
	98				381,000				
	99				381,500				
	100				381,900				
	101				382,500				
	再任用 職員		214,300	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400	394,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	211,700	272,600	320,000	404,100
	2	214,000	275,600	322,900	406,400
	3	216,200	278,400	326,000	408,800
	4	218,400	281,200	329,000	411,300
	5	220,500	284,100	332,200	413,700
	6	222,700	286,600	335,000	416,200
	7	224,900	288,800	337,600	418,600
	8	227,000	291,200	340,300	421,100
	9	229,300	293,900	343,300	422,900
	10	231,700	296,400	346,300	425,400
	11	234,100	298,800	349,400	427,800
	12	236,500	301,400	352,700	430,100
	13	238,800	303,800	355,600	431,700
	14	241,200	305,800	357,700	433,900
	15	243,600	307,900	360,000	436,100
	16	246,000	309,800	362,600	438,400
	17	248,100	312,000	365,100	440,700
	18	251,200	314,200	367,300	443,100
	19	254,300	316,200	369,600	445,400
	20	257,400	318,200	371,700	447,800
	21	260,300	320,300	373,800	449,900
	22	263,300	322,800	375,900	452,200
	23	266,200	325,400	378,000	454,600
	24	269,100	328,200	380,000	456,900
	25	271,900	330,300	381,700	458,900
	26	274,500	332,500	383,500	461,100
	27	277,000	334,700	385,400	463,200
	28	279,700	337,200	387,300	465,400
	29	282,600	339,600	389,200	467,500
	30	285,000	341,800	390,900	469,800
	31	287,200	343,900	392,600	472,000
	32	289,600	345,800	394,300	474,100
	33	292,100	348,000	396,100	476,000
	34	294,300	350,300	397,900	478,100
	35	296,800	352,600	399,500	480,400
	36	299,100	354,800	401,300	482,600
	37	301,600	356,700	402,500	484,700
	38	303,300	358,700	404,100	486,700
	39	305,000	360,800	405,700	488,600
	40	306,700	362,700	407,200	490,500
	41	308,600	364,600	408,400	492,500
	42	309,400	366,500	410,000	494,400
	43	310,300	368,300	411,500	496,100
	44	311,200	370,100	413,100	498,000
	45	312,100	372,100	414,500	499,900
	46	313,200	373,900	416,100	501,700
	47	314,100	375,500	417,500	503,500
	48	315,200	377,300	419,100	505,400

	49	316,200	379,000	420,500	507,100
	50	317,300	380,600	421,800	508,800
	51	318,200	382,400	423,100	510,600
	52	319,100	384,100	424,400	512,500
	53	320,300	385,300	425,100	514,100
	54	321,300	386,800	426,100	515,700
	55	322,400	388,200	427,000	517,400
	56	323,400	389,800	427,900	519,000
	57	324,400	391,200	428,800	520,600
	58	325,500	392,600	429,700	521,900
	59	326,600	393,900	430,600	523,200
	60	327,600	395,400	431,500	524,400
	61	328,600	396,700	432,400	525,600
	62	329,600	398,100	433,300	526,600
	63	330,700	399,600	434,300	527,600
	64	331,800	401,100	435,400	528,600
	65	332,700	402,100	436,300	529,200
	66	333,800	403,200	437,300	530,100
	67	334,600	404,200	438,300	531,000
	68	335,700	405,300	439,200	531,900
	69	336,500	406,300	440,200	532,800
	70	337,600	407,200	441,200	533,600
	71	338,600	408,000	442,100	534,300
	72	339,700	408,800	443,100	534,800
	73	340,200	409,600	444,100	535,500
	74	341,200	410,500	445,000	536,000
再任用 職員以 外の職 員	75	342,200	411,300	445,900	536,800
	76	343,200	412,100	446,900	537,400
	77	344,200	412,800	447,700	537,900
	78	345,200	413,200	448,200	
	79	346,100	413,500	448,900	
	80	347,000	413,800	449,500	
	81	348,000	414,100	450,300	
	82	349,000	414,400	451,000	
	83	350,000	414,600	451,300	
	84	351,000	414,900	451,900	
	85	351,600	415,200	452,300	
	86	352,200	415,500	452,600	
	87	352,800	415,800	452,900	
	88	353,400	416,100	453,200	
	89	354,000	416,300	453,500	
	90	354,400	416,600		
	91	354,800	416,900		
	92	355,300	417,200		
	93	355,800	417,400		
	94	356,200	417,700		
	95	356,700	418,000		
	96	357,200	418,300		
	97	357,800	418,500		
	98	358,300	418,800		
	99	358,700	419,100		
	100	359,200	419,300		
	101	359,600	419,500		
	102	360,100	419,800		
	103	360,400	420,100		
	104	360,900	420,300		

	105	361,400	420,500		
	106	361,800			
	107	362,300			
	108	362,800			
	109	363,200			
	110	363,700			
	111	364,200			
	112	364,600			
	113	365,000			
	114	365,400			
	115	365,900			
	116	366,300			
	117	366,700			
	118	367,100			
	119	367,600			
	120	368,000			
	121	368,300			
	122	368,700			
	123	369,200			
	124	369,500			
	125	369,900			
	126	370,400			
	127	370,900			
	128	371,300			
	129	371,700			
	特1				706,000
	特2				761,000
	特3				818,000
	特4				895,000
	特5				965,000
再任用 職員		282,000	293,000	314,900	398,900

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用する。

教育職 給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	
	45	236,200	294,500	359,200	409,800	
	46	237,600	297,000	361,200	411,100	
	47	238,900	299,300	363,200	412,600	
	48	240,100	302,000	365,200	414,200	

	49	241,600	304,400	366,900	415,900
	50	243,100	306,800	368,700	417,300
	51	244,300	309,300	370,600	418,900
	52	245,800	311,600	372,600	420,400
	53	247,000	313,900	374,500	422,100
	54	248,200	316,100	376,300	423,600
	55	249,600	318,200	378,100	425,200
	56	250,700	320,400	379,800	426,800
	57	252,000	322,600	381,300	428,300
	58	253,100	324,700	382,900	429,800
	59	254,200	326,900	384,600	431,000
	60	255,400	328,900	386,300	432,200
	61	256,700	331,000	387,500	433,400
	62	258,000	333,100	388,900	434,700
	63	259,400	335,300	390,300	436,000
	64	260,600	337,500	391,600	437,200
	65	261,900	339,400	393,000	438,400
	66	263,400	341,600	394,200	439,600
	67	264,900	343,700	395,600	440,800
	68	266,600	345,900	397,000	442,000
	69	268,100	347,800	398,300	443,200
	70	269,500	349,700	399,600	444,400
	71	270,900	351,800	401,000	445,600
	72	272,300	353,800	402,300	446,800
	73	273,400	355,500	403,600	447,900
	74	274,800	357,400	405,000	448,500
再任用 職員以 外の職 員	75	276,200	359,200	406,400	449,000
	76	277,400	361,100	407,700	449,500
	77	278,800	363,000	408,900	450,000
	78	280,000	364,700	410,100	
	79	281,200	366,400	411,400	
	80	282,400	368,000	412,800	
	81	283,500	369,500	414,100	
	82	284,700	371,000	415,300	
	83	285,900	372,500	416,300	
	84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700		
86	289,400	376,400	419,900		
87	290,500	377,800	421,100		
88	291,700	379,100	422,100		
89	292,900	380,400	423,200		
90	294,000	381,700	424,200		
91	295,200	382,900	425,200		
92	296,400	384,200	426,200		
93	297,100	385,500	427,100		
94	298,100	386,600	427,900		
95	299,200	387,900	428,700		
96	300,400	389,100	429,500		
97	301,400	390,500	430,300		
98	302,500	391,500	430,700		
99	303,500	392,600	431,100		
100	304,600	393,600	431,500		
101	305,500	394,500	431,900		
102	306,600	395,500	432,200		
103	307,700	396,600	432,500		
104	308,700	397,700	432,800		

105	309,300	398,400	433,100		
106	310,200	399,300	433,400		
107	311,000	400,200	433,700		
108	311,800	401,100	433,900		
109	312,700	401,900	434,100		
110	313,100	402,800	434,400		
111	313,500	403,600	434,700		
112	314,000	404,400	434,900		
113	314,600	405,000	435,100		
114	315,000	405,700	435,400		
115	315,500	406,400	435,700		
116	316,000	407,100	435,900		
117	316,600	407,700	436,100		
118	317,100	408,200			
119	317,500	408,600			
120	318,000	409,000			
121	318,500	409,400			
122	318,900	409,700			
123	319,400	410,000			
124	319,900	410,200			
125	320,500	410,400			
126	320,800	410,700			
127	321,100	411,000			
128	321,400	411,200			
129	321,600	411,400			
130	321,900	411,700			
131	322,200	412,000			
132	322,500	412,200			
133	322,700	412,400			
134	322,900	412,700			
135	323,100	413,000			
136	323,400	413,200			
137	323,700	413,400			
138	323,900	413,700			
139	324,200	414,000			
140	324,500	414,200			
141	324,700	414,400			
142	324,900	414,700			
143	325,200	415,000			
144	325,400	415,200			
145	325,700	415,400			
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				
再任用 職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	
	49	241,000	277,500	363,100	385,000	
	50	242,400	279,500	364,600	386,500	
	51	243,900	281,400	366,200	388,000	
	52	245,100	283,400	367,800	389,400	

	53	246,200	285,200	369,300	390,600
	54	247,600	287,600	370,800	391,900
	55	248,800	289,900	372,300	393,000
	56	250,000	292,400	373,800	394,100
	57	251,200	294,500	375,300	395,500
	58	252,400	297,000	376,700	396,700
	59	253,500	299,300	378,100	397,900
	60	254,700	302,000	379,400	399,200
	61	256,100	304,400	380,300	400,400
	62	257,300	306,800	381,500	401,400
	63	258,500	309,300	382,700	402,800
	64	259,400	311,600	383,800	404,100
	65	260,400	313,900	384,700	405,300
	66	261,800	316,100	385,900	406,400
	67	263,200	318,200	386,900	407,600
	68	264,700	320,400	388,000	408,700
	69	266,300	322,600	389,200	409,700
	70	267,800	324,700	390,200	410,900
	71	269,300	326,900	391,300	412,100
	72	270,700	328,900	392,500	413,300
	73	271,800	331,000	393,500	413,900
	74	273,000	333,100	394,600	414,700
	75	274,300	335,300	395,700	415,400
	76	275,500	337,500	396,800	415,900
再任用 職員以 外の職 員	77	276,900	339,300	397,700	416,200
	78	278,000	341,200	398,600	416,600
	79	279,200	343,100	399,600	417,000
	80	280,400	344,900	400,600	417,400
	81	281,600	346,700	401,400	417,700
	82	282,500	348,500	402,200	418,100
	83	283,700	350,100	402,900	418,500
	84	284,900	351,900	403,700	418,800
	85	285,900	353,200	404,400	419,100
	86	286,800	354,800	405,200	419,500
	87	287,700	356,300	405,900	419,900
	88	288,700	357,800	406,600	420,200
	89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800	
91	291,600	361,900	408,400	421,100	
92	292,500	363,300	409,100	421,300	
93	292,900	364,800	409,500	421,500	
94	293,600	366,100	409,900		
95	294,300	367,400	410,200		
96	295,100	368,600	410,500		
97	295,900	369,600	410,800		
98	296,700	370,600	411,100		
99	297,500	371,600	411,400		
100	298,200	372,600	411,600		
101	299,100	373,500	411,800		
102	299,600	374,500	412,100		
103	300,100	375,500	412,400		
104	300,600	376,500	412,600		
105	300,800	377,300	412,800		
106	301,200	378,200	413,100		
107	301,500	379,100	413,400		
108	301,700	380,100	413,600		

109	301,900	380,900	413,800		
110	302,100	381,900	414,100		
111	302,400	382,900	414,400		
112	302,700	383,900	414,600		
113	302,900	384,500	414,800		
114	303,100	385,400	415,100		
115	303,300	386,300	415,400		
116	303,600	387,200	415,600		
117	303,900	388,000	415,800		
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,500			
120	304,800	390,300			
121	304,900	390,900			
122	305,100	391,700			
123	305,400	392,400			
124	305,700	393,100			
125	305,900	393,700			
126		394,400			
127		394,900			
128		395,500			
129		396,200			
130		396,800			
131		397,300			
132		397,800			
133		398,100			
134		398,400			
135		398,700			
136		399,000			
137		399,300			
138		399,600			
139		399,900			
140		400,200			
141		400,500			
142		400,800			
143		401,100			
144		401,400			
145		401,600			
146		401,900			
147		402,200			
148		402,400			
149		402,600			
150		402,900			
151		403,200			
152		403,400			
153		403,600			
154		403,900			
155		404,200			
156		404,400			
157		404,600			
再任用 職員	224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額
は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職 給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
	39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
	40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
	41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
	42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
	43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
	44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100

	45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
	46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
	47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
	48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
	49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
	50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
	51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
	52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
	53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
	54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
	55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
	56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
	57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
	58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
	59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
	60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
	61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
	62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
	63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
	64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
	65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
	66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
	67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
	68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
再任用 職員以 外の職 員	69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
	70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
	71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
	72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
	73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
	74	261,200	317,800	387,800		
	75	262,600	318,900	388,400		
	76	263,700	320,000	389,100		
	77	264,800	321,100	389,800		
	78	266,000	322,100	390,400		
	79	267,300	323,000	391,000		
	80	268,400	323,900	391,600		
	81	269,800	325,000	392,200		
	82	271,100	325,800	392,800		
	83	272,400	326,500	393,400		
	84	273,600	327,300	394,000		
	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			

	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用 職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700
	48	378,700	447,600	501,400	555,700

	49	379,900	449,400	503,000	556,700
	50	380,900	451,100	504,300	557,600
	51	381,900	452,900	505,600	558,500
	52	382,800	454,700	506,900	559,400
	53	383,800	456,600	508,100	560,200
	54	384,700	457,800	509,400	561,100
	55	385,600	459,000	510,700	562,000
	56	386,500	460,200	512,000	562,900
	57	387,400	461,400	513,000	563,800
	58	388,300	462,400	513,800	564,700
	59	389,100	463,400	514,600	565,600
	60	389,900	464,400	515,400	566,300
	61	390,600	465,200	516,300	567,200
	62	391,100	465,900	517,100	568,100
	63	391,500	466,600	518,000	569,000
	64	392,000	467,300	518,800	569,900
	65	392,300	468,000	519,700	570,800
	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用 職員 以外の職 員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職(2) 給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
	42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
	43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
	44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900

	45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
	46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
	47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
	48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
	49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
	50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
	51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
	52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
	53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
	54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
	55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
	56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
再任用 職員以 外の職 員	57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
	58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
	59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
	60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
	61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
	62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
	63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
	64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
	65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
	66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
	67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
	68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
	69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
	70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
	71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
	72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
	73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
	74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
	75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
	76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
	77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
	78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
	79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
	80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
	81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
	82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
	83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
	84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
	85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
	86		288,700	324,600	345,500			
	87		288,900	324,800	345,800			
	88		289,100	325,200	346,100			
	89		289,500	325,600	346,500			
	90		289,700	326,000	346,800			
	91		289,900	326,400	347,200			
	92		290,100	326,800	347,500			
	93		290,500	327,100	347,900			
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			

	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用 職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職(3) 給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700

	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
	79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
	80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
	81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
	82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
再任用 職員以 外の職 員	83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
	84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
	85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
	86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
	87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
	88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
	89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	
	90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500	
	91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000	
	92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400	
	93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800	
	94	280,900	314,200	347,600	365,600		
	95	281,800	314,900	348,300	366,000		
	96	282,800	315,500	348,900	366,300		

97	283,600	316,200	349,300	366,900
98	284,400	316,500	349,700	367,400
99	285,000	317,100	350,200	367,900
100	285,900	317,800	350,600	368,400
101	286,700	318,200	351,100	369,000
102	287,500	318,800	351,500	369,500
103	288,300	319,400	352,000	370,000
104	289,100	320,000	352,400	370,400
105	289,800	320,400	352,700	371,000
106	290,300	320,900	353,200	371,500
107	290,800	321,400	353,600	372,000
108	291,300	321,900	353,900	372,500
109	291,500	322,300	354,400	373,100
110	291,800	322,700	354,900	373,500
111	292,000	323,000	355,400	374,000
112	292,400	323,300	355,900	374,500
113	292,700	323,700	356,400	375,100
114	292,900	324,100	356,900	
115	293,300	324,500	357,400	
116	293,600	324,800	357,800	
117	293,900	325,000	358,200	
118	294,200	325,300	358,600	
119	294,500	325,700	359,100	
120	294,900	325,900	359,600	
121	295,200	326,100	360,000	
122	295,600	326,400	360,500	
123	295,900	326,700	361,000	
124	296,300	327,000	361,500	
125	296,500	327,200	361,800	
126	296,700	327,500		
127	297,000	327,900		
128	297,400	328,100		
129	297,600	328,200		
130	297,900	328,500		
131	298,300	328,900		
132	298,700	329,100		
133	298,900	329,400		
134	299,200	329,800		
135	299,600	330,200		
136	299,900	330,600		
137	300,100	330,900		
138	300,400	331,300		
139	300,800	331,700		
140	301,100	332,100		
141	301,300	332,400		
142	301,700	332,800		
143	302,100	333,100		
144	302,400	333,500		
145	302,500	333,800		
146	302,800	334,200		
147	303,100	334,600		
148	303,500	335,000		

	149	303,700	335,300				
	150	303,900	335,700				
	151	304,200	336,100				
	152	304,500	336,500				
	153	304,900	336,800				
	154	305,100					
	155	305,300					
	156	305,600					
	157	305,900					
	158	306,200					
	159	306,500					
	160	306,800					
	161	307,200					
	162	307,500					
	163	307,800					
	164	308,100					
	165	308,500					
	166	308,800					
	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再任用 職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第5条第2項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800	円 407,300	円 457,600

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、158,800円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 141,700	円 191,400	円 278,000	円 329,500	円 387,700

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、161,400円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 245,200	円 330,500	円 395,500	円 470,600

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 146,500	円 184,400	円 219,800	円 245,900	円 278,100	円 325,500	円 370,300

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,800円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 160,100	円 187,600	円 236,000	円 258,900	円 284,100	円 328,800

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、205,200円とする。

(別紙)

人事院の報告及び勧告の骨子等

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウエイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率 87.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708円 0.17%〔行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳〕

〔俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分(注) 54円〕

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
28年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.90月 (現行0.80月)
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.85月	0.85月

[実施時期]

・月例給：平成28年4月1日 ・ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設(平成29年4月1日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は1号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を發揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

平成28年職員給与等実態調査の概要	1
第1表職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表職員の平均給与月額	4
第5表職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表職員の扶養親族数別人員	6
第7表職員の住居手当の支給状況	6
第8表職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表職員の通勤手当の支給状況	7
第10表職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第12表再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	40

2 民間給与関係

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	41
第13表産業別、規模別調査事業所数	42
第14表職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表企業規模別、職種別、学歴別給与額等	43
第16表民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	58

3 標準生計費及び労働経済指標

第17表那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費(平成28年4月分)	59
第18表労働経済指標	60

1 職員給与関係

平成28年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

下記の条例の適用を受ける常勤職員で、平成28年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）

沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）

沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

3 調査時期

平成28年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等
- (6) 再任用職員

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(職員給与等実態調査)

区分		職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
		平成28年4月	構成比	平成27年4月	増減率	平成28年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成27年4月
給料表		人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員		19,633	100.0	19,457	0.9	41.5	41.6	18.8	18.9	1.0	1.2
行政職		4,478	22.8	4,431	1.1	40.1	40.2	17.2	17.3	0.9	1.1
県 関 係 職 員	計	11,778	60.0	11,659	1.0	40.9	40.9	18.2	18.3	1.0	1.3
	行政職	4,135	21.1	4,071	1.6	40.2	40.4	17.4	17.6	0.9	1.1
	公安職	2,630	13.4	2,595	1.3	38.5	39.0	17.3	17.8	1.3	1.7
	海事職	47	0.2	47	0.0	45.6	45.6	24.2	24.2	1.2	1.9
	教育職(1)	121	0.6	122	△ 0.8	49.6	49.7	25.3	25.0	0.5	0.8
	教育職(2)	4,378	22.3	4,352	0.6	42.5	42.1	19.4	19.0	1.0	1.2
	教育職(3)	13	0.1	17	△ 23.5	42.8	43.1	19.8	20.1	1.6	2.0
	研究職	213	1.1	215	△ 0.9	40.7	40.5	16.8	16.6	0.9	1.2
	医療職(1)	21	0.1	22	△ 4.5	48.2	47.4	22.4	21.7	0.8	1.3
	医療職(2)	118	0.6	124	△ 4.8	41.1	41.2	16.3	16.4	0.8	0.8
	医療職(3)	86	0.4	83	3.6	40.4	41.0	17.9	18.6	0.5	0.6
	第1号任期付研究員	*	*	4	*	*	55.3	*	1.6	*	0.0
	特定任期付職員	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
任期付職員	14	0.1	6	133.3	42.1	46.5	20.4	18.2	1.0	1.0	
市町村立学校職員	計	7,855	40.0	7,798	0.7	42.6	42.6	19.8	19.8	0.9	1.0
	行政職	343	1.7	360	△ 4.7	37.9	37.3	15.0	14.5	0.6	0.6
	教育職(3)	7,443	37.9	7,369	1.0	42.9	42.9	20.1	20.1	0.9	1.0
	医療職(2)	69	0.4	69	0.0	33.1	32.2	10.9	10.1	0.3	0.2

(注) 1 「*」は、該当人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成28年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		% 100.0	% 79.6	% 11.2	% 9.2	% 0.0	% 55.5	% 44.5
	行政職	100.0	76.4	13.3	10.3	0.0	63.7	36.3
県 関 係 職 員	計	100.0	78.9	5.8	15.2	0.1	66.6	33.4
	行政職	100.0	78.2	10.9	10.8	0.0	66.5	33.5
	公安職	100.0	51.6	0.9	47.4	0.1	94.1	5.9
	海事職	100.0	10.6	34.0	53.2	2.1	100.0	-
	教育職(1)	100.0	90.9	5.8	3.3	-	51.2	48.8
	教育職(2)	100.0	94.9	4.0	1.1	-	51.4	48.6
	教育職(3)	100.0	92.3	7.7	-	-	61.5	38.5
	研究職	100.0	97.7	-	1.9	0.5	77.9	22.1
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	71.4	28.6
	医療職(2)	100.0	89.8	8.5	1.7	-	39.8	60.2
	医療職(3)	100.0	98.8	1.2	-	-	12.8	87.2
	第1号任期付 研究員	*	*	*	*	*	*	*
	特定任期付 職員	*	*	*	*	*	*	*
任期付 職員	100.0	-	14.3	85.7	-	78.6	21.4	
市学 町村 立 校 職 員	計	100.0	80.5	19.3	0.2	-	38.8	61.2
	行政職	100.0	54.2	42.3	3.5	-	30.0	70.0
	教育職(3)	100.0	81.8	18.2	-	-	39.5	60.5
	医療職(2)	100.0	72.5	27.5	-	-	5.8	94.2

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入等の関係で必ずしも計とは一致しない。

第4表 職員の平均給与月額

(職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		平成28年4月	平成27年4月	増減率	平成28年4月	平成27年4月	増減率
全 職 員	計	円	円	%	円	円	%
	給料	379,326	382,350	△ 0.8	339,439	341,874	△ 0.7
	扶養手当	347,021	349,972	△ 0.8	309,850	312,315	△ 0.8
	その他	10,138	10,240	△ 1.0	9,329	9,537	△ 2.2
県 関 係 職 員	計	22,167	22,138	0.1	20,260	20,022	1.2
	給料	369,399	372,525	△ 0.8	341,779	344,776	△ 0.9
	扶養手当	338,778	341,749	△ 0.9	311,891	314,908	△ 1.0
	その他	11,088	11,186	△ 0.9	9,653	9,925	△ 2.7
市学 町村 立 校 職 員	計	19,533	19,590	△ 0.3	20,235	19,943	1.5
	給料	394,214	397,039	△ 0.7	311,230	309,044	0.7
	扶養手当	359,384	362,266	△ 0.8	285,238	282,990	0.8
	その他	8,714	8,825	△ 1.3	5,426	5,144	5.5
		26,116	25,948	0.6	20,566	20,910	△ 1.6

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。

2 その他は、管理職手当、住居手当等である。

3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区分	全職員										市町村立学校職員						
	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	第1号任用付研究員	特任付職員	任期付職員	行政職	教育職(3)	医療職(2)	
①1人当たり給料月額	円 338,008	円 311,243	円 319,156	円 357,341	円 424,470	円 355,603	円 364,546	円 349,523	円 486,986	円 318,829	円 314,293	円 *	円 256,550	円 346,987	円 285,238	円 350,717	円 251,596
②1人当たり給料の調整額	598	648	216	-	-	3,071	-	2,835	11,281	19,965	11,824	*	10,618	837	-	883	-
③1人当たり教職調整額	-	-	-	-	-	13,331	13,303	-	-	-	-	*	-	11,560	-	12,200	-
④1人当たり扶養手当月額	9,329	11,088	15,259	16,596	7,719	10,154	17,154	10,723	12,571	8,258	5,331	*	12,286	8,714	5,426	8,914	3,478
⑤1人当たりその他手当月額	20,260	19,533	16,315	16,671	13,352	18,566	15,646	22,433	408,300	33,064	24,997	*	11,286	26,116	20,566	26,414	21,609
⑥合計	379,326	341,779	350,946	390,608	445,541	400,725	410,649	385,514	919,138	380,116	356,445	*	290,740	394,214	311,230	399,128	276,683

(注)1. 1人当たり給料月額(①)、1人当たり給料の調整額(②)及び1人当たり教職調整額(③)は、切替に伴う差額を含めた額である。

2. 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

3. 「*」は、該当人員が2人以下の場合である。

4. 内訳は、上記(注)3の「*」、四捨五入等の関係で必ずしも計とは一致しない。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(平成28年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である	うち扶養親族である	うち配偶者、子以外の
			配偶者を有する者	子を有する者	扶養親族を有する者
合計		9,761	4,005	8,584	722
1人		2,670	782	1,613	275
2人		3,146	943	3,033	181
3人		2,443	1,167	2,437	111
4人		1,136	813	1,135	92
5人		295	236	295	44
6人		57	50	57	13
7人		11	11	11	5
8人		1	1	1	0
9人		1	1	1	1
10人		1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区 分		計	県関係職員	市町村立学校職員
受 給 者		6,668 人	4,216 人	2,452 人
手当月額11,000円未満の受給者		4	3	1
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者		2,229	1,340	889
手当月額27,000円の受給者		4,435	2,873	1,562
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,765 円	25,806 円	25,695 円
職員の家族・借家の居住	受 給 者	35 人	29 人	6 人
	手当受給者1人当たり平均手当月額	12,946 円	12,883 円	13,250 円

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者数	102 人	14 人	16 人	155 人	5 人	- 人	1 人	2 人	16 人	311 人	47,241 円

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(平成28年職員給与等実態調査)

区 分	全 職 員		県 関 係 職 員		市 町 村 立 学 校 職 員	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
受 給 者	人 14,682	% 74.8	人 9,255	% 78.6	人 5,427	% 69.1
交通機関等利用者	1,777	9.1	1,688	14.3	89	1.1
交通用具使用者	12,839	65.4	7,520	63.8	5,319	67.7
交通機関等と 交通用具の併用者	66	0.3	47	0.4	19	0.2
非 受 給 者	4,951	25.2	2,523	21.4	2,428	30.9
計	19,633	100.0	11,778	100.0	7,855	100.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 8,338		円 9,407		円 6,515	
職員1人当たり 平均手当月額	6,235		7,392		4,501	

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(職員給与等実態調査)

給与種目 年	平 均 給 与 月 額				指 数	対 前 年 増 加 率	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
	給 料	扶 養 手 当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成20年	346,808	10,583	22,274	379,665	100.0	-	42.0	19.5
平成21年	346,922	10,694	22,414	380,030	100.1	0.1	42.0	19.4
平成22年	344,504	10,693	22,693	377,890	99.5	△ 0.6	42.0	19.4
平成23年	352,599	10,585	22,614	385,798	101.6	2.1	41.8	19.2
平成24年	350,183	10,467	23,198	383,847	101.1	△ 0.5	41.6	19.0
平成25年	348,880	10,415	22,166	381,461	100.5	△ 0.6	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	100.5	0.0	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	100.7	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	99.9	△ 0.8	41.5	18.8

(注)1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。

2 その他は、管理職手当、住居手当等である。

3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。

4 指数とは、平成20年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。

5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）（平成28年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4							1		
5	3								2
6	2								1
7									1
8									1
9	7	27							1
10	1	13							
11	2	6							
12		3							1
13	7	33							5
14	2	6							2
15		23							1
16		5							2
17	16	31							
18	2	9							
19	3	36						3	1
20		2						6	
21	14	40						7	
22		5		2				6	
23	5	45		44				4	
24	2	4		11				3	
25	69	29	1	26				1	1
26	16	11	1	8				4	
27	5	49	13	42				1	
28		14		12				2	
29	67	36	13	40			1	3	
30	8	12	2	11				4	
31	16	48	6	53	1		12		
32	2	9	2	20		1	7		
33	74	33	34	50	2	1	6	1	
34	13	5	4	11	6	1	7		
35	26	43	24	82	2		3	2	
36		10	12	21	8		1		
37	15	20	55	39	4		6		
38	6	7	12	20	16				
39	33	41	6	60	5	1	1	1	
40	2	7	2	20	20		1		
41	21	19	9	38	5				1
42	6	5	2	17	3		1		
43	26	26	1	46	4		1	1	
44	8	7		13	30		2		
45	23	9	4	37	3	1	2		
46	1	3	2	15	14				
47	14	17	5	52	3				
48	4	6	5	8	22		2		
49	12	11	6	33	5				
50	2	7	2	21	19	1			
51	13	11	4	37	9	29			
52	3	4	3	11	32	12	2		
53	3	19	6	38	3	12			
54	1	1	1	6	16	17			
55	5	12	2	21	6	28			
56	4	6	2	12	5	12			
57	5	10	3	21	6	11	2		
58		4	2	3	32	8			
59	2	9	1	19	13	10			
60	1	3	2	5	16	13			
61	2	1		11	4	6			
62		4		15	38	8			
63	1	2	1	7	9	5			
64		3	1	9	13	8			

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（平成28年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		2	1	16	6	6			
66	1			9	20	4			
67			1	7	6	7			
68				2	8	3			
69		1		11	3	9			
70			1	13	9	5			
71				6	6	4			
72				7	17	4			
73				2	13	4			
74			1	7	9	2			
75		1	1	3	16	2			
76				5	17				
77	1	1		2	22	3			
78			1	1	6	1			
79				9	17				
80			1	2	8				
81				4	12				
82				7	12				
83				5	13	1			
84		2		4	8				
85			1	4	56	5			
86				9	6				
87			1	3	8				
88				1	2				
89				2	15				
90				6	2				
91				5	5				
92		1		5	1				
93				91	37				
94									
95									
96		1							
97									
98				1					
99									
100				1					
101									
102									
103									
104									
105									
106			1						
107		1							
108									
109									
110									
111									
112									
113			2						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	577	872	265	1,315	734	246	57	49	20
							総計		4,135

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第10表の各表について同じである。

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	10								
4							1		
5									
6									
7	18								
8									
9									
10	2								
11	35								
12									
13	1								
14	3								
15	13								
16									
17	6								
18	4								
19	6								
20	1								
21	40			1					
22	1								
23	15								
24	5	1							
25	46			1					
26	2	11		1					
27	13	1		5					
28	9	4			4				
29	38	2		2					
30	4	25			2				
31	15			3			1		
32	3	11			4				3
33	26	3		3	1				3
34	4	24			3				
35	9	10	1	3					
36		10		2					1
37	12	7		7	1				
38	2	29	3		2				1
39	2	10	20	3					
40	3	11	3	2	1				
41	9	14	17	5	3				
42		26	4	2	1				
43	2	15	15	10	1		1		1
44	3	22	4	4	4				1
45	4	18	20	12	1			3	2
46	1	26	14	3	2		1	6	
47	2	22	22	20	1				
48		24	16	2	4			2	
49		32	21	13	3				
50		11	11		3	1			
51		4	11	14		2	1	4	
52		8	13	3	2	6			
53		3	24	13	2	2	2	2	
54		19	12	1	5	4	4	2	
55		2	23	19	1	1	2	1	
56		18	13	1	2	2	4	2	
57			29	9	1		2		
58		2	10	7	3	8			
59			18	13		4	2		
60			7	2		1	1	1	
61			26	15	2		3	6	
62			14	4	8	2	1		
63			23	14	8	1	2		
64			14	5	2	5	1		

その2 公安職給料表（警察官に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			21	7	6	2			
66			9	5	8	2	3		
67		1	13	20	2		2		
68			10	5	4	1	3		
69			15	17	2	1	1		
70			3	6	9	2			
71		1	6	19	4	1	1		
72			6	2	6	1	3		
73			15	24	1	6	4		
74			7	2	10	3	1		
75			14	27	9		1		
76			8	4	5	2	2		
77			15	25	4	4	3		
78			10	3	7	2	5		
79			11	25	8	3	3		
80			3	2	8	4			
81			12	20	10	6			
82			2	7	4	4			
83			1	18	9	6	2		
84			1	3	14	6			
85			1	17	12	25			
86				2	12	6			
87				14	9	7			
88				7	9	2			
89				13	11	4			
90			4	4	10	1			
91			1	8	9	3			
92			1	3	7	3			
93			3	6	31	3			
94			4	2					
95				4					
96			1	4					
97				5					
98									
99				1					
100			1	5					
101				2					
102				2					
103			1	1					
104			2	1					
105				5					
106				9					
107				4					
108				7					
109				4					
110				8					
111				2					
112				6					
113				4					
114				6					
115				2					
116				6					
117			1	6					
118				6					
119			1	4					
120				2					
121				1					
122									
123									
124				1					
125				4					
126									
127									
128									

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
129	人	人	人	人	人	人	人	人	人
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	369	427	611	653	317	149	63	29	12
								総計	2,630

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11				1				
12								
13								
14				1				
15								
16								
17			1	1				
18								
19								
20								
21					1			
22								
23				1				
24				1				
25				1				
26				1				
27				2				
28				1				
29								
30								
31								
32								
33			1					
34								
35								
36								
37								
38								
39					1			
40								
41								1
42					1			
43			1					
44								
45							2	
46								
47								1
48								
49					1			
50								
51								
52								
53								
54						1		
55								
56					1			
57								
58					1			
59								
60					1			
61					1			
62								
63								
64						1		

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65	人	人	人	人	人	人	人
66			1	1		1	
67				1			
68						1	
69		1					
70							
71					1		
72				1		1	
73						3	
74							
75							
76				2			
77							
78							
79					1		
80							
81							
82							
83				2			
84					1		
85				1			
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
計	0	4	11	17	5	8	2
						総計	47

その4 教育職給料表(1) [大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみに適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				1
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				2
20				
21	2	5	1	3
22				1
23				1
24				
25	1	1		4
26				
27				3
28				
29	2	3	7	2
30				1
31				
32				3
33		1	2	2
34				
35				
36				2
37	1	2	3	4
38		1	1	
39		1		1
40			1	
41	2	2	4	2
42				1
43				
44			1	1
45			4	1
46		1		
47				
48				1
49			1	
50				
51			2	
52			1	
53				1
54		1		
55				
56				1
57		1	1	1
58			1	2
59				
60			1	
61				1
62				1
63			4	1
64				1

その4 教育職給料表(1) [大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				
66	1	1		
67				
68	1		2	
69				
70				
71		1		
72				
73		1		1
74				
75		1		
76				
77	1			
78			1	
79				
80				
81				
82				
83	1			
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				

その4 教育職給料表(1) [大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
129	人	人	人	人
特1				2
特2				
特3				
特4				
特5				
計	12	23	38	48
			総計	121

その5 教育職給料表(2)

〔 高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用
養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用 〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2		5			
3					
4					
5		8			
6					
7					
8		2			
9		10			
10					2
11					1
12		2			2
13		9			2
14					
15					4
16		5			3
17	1	7			1
18		1			5
19					2
20		9			4
21		34			4
22		1			5
23	1	5			3
24		6			6
25		59			4
26		2			5
27		1			5
28	1	11			7
29		66			5
30		3			1
31		3			1
32		9			2
33		73			
34		7		1	1
35	1	14			
36	1	22			
37		73			
38	1	3			
39	2	14			
40	1	26			
41	5	85		1	
42		3		1	
43	2	20			
44	2	20		1	
45	4	70		2	
46		6		3	
47	3	16	1		
48	2	23		2	
49	8	86		6	
50	1	4		4	
51	3	6		7	
52	6	20		4	
53	14	88		11	
54	2	11		2	
55	1	13		8	
56		27		5	
57	11	76		6	
58		12		7	
59	1	8		20	
60	2	17		6	
61	11	73		5	
62	1	9		8	
63	4	20	1	14	
64	1	30		6	

その5 教育職給料表(2)

〔高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用
養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	18	66		5	
66	1	15		2	
67	4	40		2	
68	3	14		4	
69	19	56			
70		30			
71	4	72			
72	3	21		1	
73	13	52		1	
74		21			
75	1	77			
76		25			
77	11	52			
78		22			
79	3	121	1		
80	1	18			
81	7	43			
82		35	1		
83		123			
84	2	17	1		
85	1	33	1		
86		27			
87		126	1		
88		20			
89	6	24	1		
90	1	20	1		
91	1	100			
92	1	10			
93	1	29			
94		17			
95	1	93			
96		17	1		
97	3	18			
98		14			
99		93			
100		11			
101	1	13			
102	1	24			
103	3	84			
104	1	11			
105	2	14			
106		27			
107	1	74			
108		15			
109	2	20			
110		57			
111	4	39			
112	1	17			
113		39			
114	2	46			
115		61			
116	1	35			
117		65			
118		34			
119		51			
120		52			
121	1	52			
122		49			
123		27			
124		44			
125		28			
126		35			
127	2	18			
128		21			

その5 教育職給料表(2)

〔 高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用
養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用 〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	2	24			
130		8			
131		7			
132		4			
133	1				
134		3			
135	1	1			
136		1			
137	1				
138		1			
139	2				
140	3				
141	1				
142	2				
143	2				
144	2				
145					
146	1				
147	1				
148					
149					
150					
151	3				
152					
153					
計	242	3,906	10	145	75
				総計	4,378

その6 教育職給料表 (3)(県関係職員)

中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

その6 教育職給料表(3)(県関係職員)

中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人	
66					
67					
68					
69		1		1	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80		1			
81					
82					
83		1			
84					
85					
86		1			
87					
88					
89		2			
90					
91		1			
92					
93					
94					
95					
96		1			
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

その6 教育職給料表 (3)(県関係職員)

〔 中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用 〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
121	人	人	人	人	
122		1			
123					
124					
125		1			
126					
127		1			
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	12	0	1	0
				総計	13

その7 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		1			
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9		4			
10		3			
11		2			
12					
13		2			
14					
15					
16					
17		7			
18					
19		1			
20					
21		5			
22					
23			1		
24					
25		5	1		
26			1		
27		2			
28					
29		3	1		
30			2		1
31		1	3		3
32	1		1		1
33		4	3		
34					3
35		3		1	
36		4	2	1	1
37		2	2		1
38		1	2	1	
39		1	1		1
40			1		1
41		1	1		
42			3	1	
43		5	2		
44			1		
45		1			
46				2	
47		2	2	1	
48					
49		1	2	2	
50				1	
51			7	1	
52		1	1		
53		1	4	1	
54		1		2	
55			3	4	
56			4	1	
57		3	3		
58		1	1		
59			1	1	
60			2	2	
61			1		
62			2	1	
63			6	1	
64				1	

その7 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65			2	1	
66				1	
67			4		
68		1		1	
69					
70			1		
71			1	2	
72				2	
73			2	11	
74			3		
75			2		
76			1		
77			1		
78			2		
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	70	87	43	12
				総計	213

その8 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	3			
10				
11		1		
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				1
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31			1	
32				
33				
34				
35				1
36				
37				1
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45			1	
46				1
47				1
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54			1	1
55				1
56				
57				1
58			1	1
59			1	
60				
61			1	
62				
63				
64				1

その8 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級				
	人	人	人	人				
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77			1					
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
計					3	1	7	10
							総計	21

その9 医療職給料表(2)(県関係職員)

[保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13		1					
14							
15		3					
16		1					
17							
18							
19		3					
20			1				
21		1	2				
22							
23			1				
24			1			1	
25		3				1	
26							
27		2	1				
28			1				
29			1			1	1
30							
31		1				1	2
32						1	
33							1
34		1					
35		2				3	
36			1				1
37		2	1			1	1
38		1	1				
39		1	1			2	
40							
41						1	1
42			1				
43			2			3	
44			1	1			1
45						1	
46			1				
47		1	2			1	1
48		1				1	1
49			1	1			
50						3	
51				1		3	
52						1	
53						1	
54						1	1
55			2	1		1	
56							
57							
58				1			
59							
60						1	1
61		1				1	
62							
63						1	1
64						1	2

その9 医療職給料表(2)(県関係職員) [保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66			1				
67			1		2		
68							
69				1			
70							
71			1		1		
72					1		
73							
74				1			
75					1		
76					1		
77							
78							
79							
80							
81				1			
82							
83							
84					1		
85				1			
86							
87				1			
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	27	25	10	38	11	7
						総計	118

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		1				
12				2		
13				1		
14		5				
15		1				
16				3		
17				1		
18		4				
19		1				
20				1		
21				1		
22				1		
23		1		1		
24		1				
25				2		
26						
27		1				
28		1				
29		2				
30						
31						
32						
33		5				
34						
35				1		
36						
37		2				
38						
39						
40					1	
41						
42					1	
43					1	
44						1
45				1		
46						
47						
48						
49						
50						
51				1		
52					1	
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75				1		
76				1		
77						
78						
79						
80				1	1	
81						
82					1	
83				1		
84					1	
85				1	1	
86				2	2	
87						
88					1	
89					3	
90					2	
91					5	
92				1	2	
93					10	
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100				1		
101						
102						
103						
104						
105				1		
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	25	16	15	29	1
					総計	86

その11 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16			1						
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24			3						
25	1	2							
26	1	1							
27		1							
28	2	1							
29		2							
30		2							
31	3	4							
32	1	1			1				
33	5	5			1				
34	1	1							
35	1	2			1				
36	3	2			5				
37	6	3			1				
38	1	1			2				
39	5	1			1				
40	7	3			2				
41	8	1			3				
42	3	1			2				
43	5	5			1				
44	3				1				
45	6	1			1				
46	6	3		2					
47	14				4				
48	7			1	1				
49	4	1		1	3				
50	6	4			1				
51	6	1			7				
52	4	1			1				
53	3	4							
54	3	2			1				
55	4	1			3				
56	1	3			2				
57		2			1				
58					3				
59	1	1			4				
60					3				
61		1			2				
62		1			5				
63					4				
64									

その11 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	2	1		2	1				
67				1	7				
68		1		1					
69			1	5					
70			1	2	1				
71				1					
72				3					
73			1		1				
74				1	2				
75			1	1					
76				1	2				
77					1				
78					4				
79					2				
80									
81				1					
82				1	1				
83					4				
84				2	3				
85					9				
86					7				
87				1	1				
88									
89				1	1				
90					1				
91									
92				1					
93				1					
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	123	71	8	100	41	0	0	0	0
								総計	343

その12 教育職給料表(3)(市町村立学校職員)〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹
教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	
2					
3					
4					
5					1
6					
7					
8					
9					1
10					2
11					
12					5
13		48			6
14		6			6
15					9
16		9			12
17		63			20
18		2			16
19		6			24
20		11			32
21		64			32
22		1			21
23		13			38
24		20			17
25		75			22
26		2			25
27		17			20
28		19			12
29		73			10
30		7			18
31		22			5
32		33			6
33		83			10
34		13			4
35		32			2
36		24			
37		99			2
38		18			
39		34			
40		33			
41		98			
42		10		1	
43		38			
44		38			
45		126			
46		16			
47		34		2	
48		19		1	
49		119		1	
50		17		2	
51		43	1	1	
52		32			
53		117	1		
54		18		4	
55		47		1	
56		22		4	
57		90		1	
58		24		4	
59		39		2	
60		23	1	2	
61		99		7	
62		29		4	
63		47		7	
64		35		8	

その12 教育職給料表(3)(市町村立学校職員)〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹
教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人	
66		80		7	
67		30	1	14	
68		62		11	
69		30	1	12	
70		67		9	
71		26		18	
72		53		13	
73		29	1	18	
74		63		21	
75		43		23	
76		49		35	
77		31		24	
78		55	1	34	
79		34		29	
80		57		24	
81		42		18	
82		68	2	12	
83		37		11	
84		62	1	11	
85		46		2	
86		67	1	7	
87		51		3	
88		67	1	2	
89		53			
90		64			
91		42	1	1	
92		90			
93		44			
94		59			
95		49			
96		77			
97		58			
98		62			
99		50			
100		71			
101		43			
102		55			
103		33			
104		56			
105		43			
106		54			
107		22			
108		65			
109		47			
110		70			
111		31			
112		79			
113		38			
114		57			
115		35			
116		64			
117		43			
118		67			
119		53			
120		65			
		62			

その12 教育職給料表(3)(市町村立学校職員)〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹
教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	
121		54			
122		76			
123		71			
124		62			
125		84			
126		65			
127		72			
128		89			
129		97			
130		79			
131		94			
132		98			
133		86			
134		93			
135		80			
136		85			
137		71			
138		70			
139		50			
140		61			
141		36			
142		37			
143		25			
144		26			
145		15			
146		3			
147		1			
148		2			
149		2			
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	6,641	13	411	378
				総計	7,443

その13 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10							
11		1					
12		1					
13		1					
14							
15		2					
16							
17		3					
18							
19		1	1				
20			2				
21		1	1				
22			1				
23		3	2				
24							
25		2	3				
26		1	1				
27		3					
28		1					
29		3	1				
30			1				
31		4	2				
32							
33		3					
34			1				
35			1				
36			1				
37			1				
38		2					
39							
40			1				
41							
42		2	1				
43							
44							
45							
46							
47			1				
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57			1				
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64				1			

その13 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72			1				
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82					1		
83							
84							
85							
86							
87					1		
88							
89					1		
90							
91							
92							
93							
94					2		
95							
96					1		
97					1		
98							
99							
100							
101							
102							
103					1		
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	36	24	9	0	0	0
						総計	69

その14 第1号任期付研究員 〔 招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用 〕

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
総計	*

(注) 「*」は、該当人員が2人以下の場合である。

その15 特定任期付職員 〔 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用 〕

号 給	人 員
	人
1	*
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
総計	*

(注) 「*」は、該当人員が2人以下の場合である。

その16 任期付職員 〔 任期を定めて採用された職員に適用 〕
行政職給料表適用

職務の級	号給	人 員
		人
1	40	1
1	42	1
1	46	1
1	51	1
1	61	1
1	67	1
2	31	1
2	54	1
2	65	1
2	83	1
2	86	1
2	97	1
2	112	1
4	47	1
総計		14

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

(平成28年職員給与等実態調査)

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	57				56	1					
海事職	2				2						
教育職(2)	48	21	27								
教育職(3)	47		47								
研究職	4				4						
医療職(2)	4					4					
給料表計	162										

(注) 該当人員0の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表の該当人員は0である。

その2 短時間勤務職員

(平成28年職員給与等実態調査)

職務の級 給料表	計	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
行政職	158	1			154	3					
公安職	28				6	16	4		2		
教育職(3)	34		34								
研究職	2				1	1					
医療職(2)	5					5					
医療職(3)	3					3					
給料表計	230										

(注) 該当人員0の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表の該当人員は0である。

2 民間給与関係

平成28年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）、サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された330事業所。

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。うち、初任給関係職種18職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は5,113人（うち、初任給関係523人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,256人（うち、初任給関係487人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は20,898人で、うち行政職に相当するものは10,728人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を産業、企業規模、組織によって13層に層化し、これらの層から137事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、全て従業員の抽出率の逆数を乗じることにより母集団に復元した。

第13表 産業別、規模別調査事業所数

(平成28年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
	産業計	121事業所	28事業所	62事業所	31事業所
農業、林業、漁業	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	15	2	7	6	
製造業	16	0	12	4	
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	32	10	13	9	
卸売業、小売業	21	8	9	4	
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	7	4	0	3	
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	30	4	21	5	

(注)1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が15所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職種		学歴	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
事務・技術関係	新卒事務員		円	円	円	円
		大学卒	178,423	179,679	181,594	163,287
		短大卒	138,917	157,400	135,003	140,165
	新卒技術者	高校卒	144,589	147,946	129,841	133,000
		大学卒	174,818	197,000	170,624	165,414
		短大卒	155,249	172,000	151,567	160,642
	新卒事務員・技術者計	高校卒	145,764	157,300	140,960	153,711
		大学卒	177,493	181,631	177,407	164,060
		短大卒	145,150	161,050	141,406	148,941
	高校卒	145,001	148,743	137,708	147,498	

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。

第 15 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その 1 給与比較の対象職種

1 規模計

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支 店 長	5	47.2	523,652	1,234	522,418	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 規模 500 人以上、本表 3 規模 100 人以上 500 人未満及び本表 4 規模 100 人未満の対応級欄を参照のこと。
	4	46.3	528,531	1,488	527,043		
	—	—	—	—	—		
	*	*	*	*	*		
	—	—	—	—	—		
工 場 長	4	53.2	760,737	0	760,737	構成員 50 人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	*	*	*	*	*		
	—	—	—	—	—		
	*	*	*	*	*		
	—	—	—	—	—		
事 務 部 長	146	51.3	558,623	53	558,570	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	84	51.6	598,781	11	598,770		
	11	49.2	491,876	57	491,819		
	50	51.2	492,267	134	492,133		
	*	*	*	*	*		
技 術 部 長	46	51.1	513,428	4,424	509,004		
	31	50.9	528,499	0	528,499		
	10	51.2	416,993	21,100	395,893		
	4	51.7	609,489	0	609,489		
	*	*	*	*	*		
事 務 部 次 長	102	51.1	579,430	527	578,903		前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められるも部の次長及び部次長級専門職中間職 (部長一課長間)
	70	51.1	615,135	260	614,875		
	11	48.9	447,660	4,319	443,341		
	20	51.9	488,023	75	487,948		
	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 部 次 長	44	51.0	579,549	8,986	570,563	前記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められるも部の次長及び部次長級専門職中間職（部長－課長間）	本表 2 規 模 500 人 以 上、 本表 3 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満 及 び本表 4 規 模 100 人 未 満 の 対 応 級 欄 を 参 照 の 事 。
	大 学 卒	33	50.9	614,214	2,110	612,104		
	短 大 卒	4	49.7	378,100	40,406	337,694		
	高 校 卒	7	52.2	510,890	27,018	483,872		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	173	47.4	463,169	3,019	460,150	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	
	大 学 卒	109	47.1	490,259	3,436	486,823		
	短 大 卒	23	47.2	404,315	550	403,765		
	高 校 卒	38	48.6	415,866	3,307	412,559		
	中 学 卒	3	49.5	351,292	0	351,292		
	技 術 課 長	107	48.9	488,329	6,168	482,161		
	大 学 卒	60	48.5	482,438	5,881	476,557		
	短 大 卒	17	48.0	470,800	3,430	467,370		
	高 校 卒	29	50.9	519,410	7,016	512,394		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 課 長 代 理	110	46.0	465,367	35,079	430,288	前 記 課 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 課 長 に 直 属 し 部 下 に 係 長 等 の 役 職 者 を 有 す る 者 課 長 に 直 属 し 部 下 4 人 以 上 を 有 す る 者 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 - 係 長 間)	
	大 学 卒	75	45.4	476,082	36,565	439,517		
	短 大 卒	15	46.6	413,748	17,324	396,424		
	高 校 卒	19	48.3	455,149	37,326	417,823		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 課 長 代 理	53	46.0	529,022	22,943	506,079			
大 学 卒	23	45.0	526,818	24,900	501,918			
短 大 卒	9	44.7	452,838	41,779	411,059			
高 校 卒	21	47.7	561,935	13,361	548,574			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 係 長	251	44.3	396,116	49,044	347,072	係 の 長 及 び 係 長 級 専 門 職		
大 学 卒	119	43.6	378,619	40,828	337,791			
短 大 卒	52	46.1	395,684	47,127	348,557			
高 校 卒	80	44.2	425,102	63,747	361,355			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技 術 係 長	153	44.5	489,770	84,031	405,739	係の長及び係 長級専門職	本表 2 規 模 500 人 以 上、 本表 3 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満 及 び本表 4 規 模 100 人 未 満 の 対 応 級 欄 を 参 照 の 事 。
	大 学 卒	60	43.9	423,975	64,506	359,469		
	短 大 卒	23	44.7	461,048	82,265	378,783		
	高 校 卒	68	44.9	550,676	100,561	450,115		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 主 任	300	40.9	347,444	41,718	305,726	係 長 等 の い に 係 長 等 の お け る 主 任 事 業 所 任 に 係 長 等 の お け る 主 任 に 係 長 等 の お け る 主 任 の うち、課 代 理 以 上 に 直 属 し、部 を 要 す る 者 係 長 等 の い な い 事 業 所 に お け て、 職 能 資 格 等 が 上 記 主 任 と 同 等 と 認 め ら れ る 主 任 中 間 職 (係 長 係 員 間)	
	大 学 卒	129	40.1	355,770	42,853	312,917		
	短 大 卒	80	40.6	306,001	29,991	276,010		
	高 校 卒	90	42.1	365,398	48,996	316,402		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	240	40.0	448,347	85,218	363,129		
	大 学 卒	64	38.9	387,079	69,621	317,458		
	短 大 卒	42	41.7	369,875	64,946	304,929		
	高 校 卒	133	39.9	487,936	95,390	392,546		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 員	1,010	36.3	258,849	28,169	230,680		
	大 学 卒	398	33.2	276,986	33,567	243,419		
	短 大 卒	259	38.2	229,036	21,986	207,050		
	高 校 卒	349	38.3	260,535	26,784	233,751		
	中 学 卒	4	28.7	181,282	4,057	177,225		
技 術 係 員	669	34.6	324,604	54,589	270,015			
大 学 卒	263	34.1	315,349	55,466	259,883			
短 大 卒	130	36.7	305,299	48,594	256,705			
高 校 卒	273	34.1	341,826	56,583	285,243			
中 学 卒	3	42.6	260,271	28,919	231,352			

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(平成28 年職種別 民間給与 実態調査)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	47.2	523,652	1,234	522,418	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	4	46.3	528,531	1,488	527,043	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	3	52.9	827,053	0	827,053	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	66	50.0	642,733	25	642,708	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	32	51.3	742,870	30	742,840	
	短 大 卒	6	48.2	517,903	100	517,803	
	高 校 卒	28	48.6	520,927	0	520,927	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	7	52.5	891,852	0	891,852	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職 (部 長 一 課 長 間)	
大 学 卒	6	51.5	912,040	0	912,040		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	51	50.3	692,031	120	691,911	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職 (部 長 一 課 長 間)	
大 学 卒	37	50.4	749,965	122	749,843		
短 大 卒	3	48.9	540,425	0	540,425		
高 校 卒	11	50.1	523,490	138	523,352		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	18	50.9	821,383	0	821,383	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 専 門 職 (部 長 一 課 長 間)	
大 学 卒	16	50.7	821,608	0	821,608		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平均 支給 額				備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(平成 28 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査)			
					円	円		
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 7 級、8 級	
	69	46.4	520,970	65	520,905			
	43	45.2	562,572	90	562,482			
	7	47.0	405,498	65	405,433			
	18	49.7	452,035	0	452,035			
	*	*	*	*	*			
	27	49.3	690,283	329	689,954			
	12	46.7	680,656	690	679,966			
	4	51.0	709,098	0	709,098			
	11	51.9	695,542	0	695,542			
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	45	46.4	550,057	24,760	525,297	前 記 課 長 に あ る と き の 職 務 代 行 者 課 長 に 直 属 し 部 下 に 係 者 を 有 す る 者 の 役 職 者 を 有 す る 者 課 長 に 直 属 し 部 下 4 人 以 上 を 有 す る 者 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 - 係 長 級)	行 政 職 5 級、6 級	
	28	45.3	573,350	20,742	552,608			
	6	48.0	520,314	27,321	492,993			
	11	48.7	501,543	34,541	467,002			
	-	-	-	-	-			
	30	46.5	611,009	447	610,562			
	12	43.9	609,628	1,114	608,514			
	3	47.9	543,017	0	543,017			
	15	48.3	625,613	0	625,613			
	-	-	-	-	-			
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	63	42.8	526,490	92,599	433,891	係 の 長 及 び 係 長 級 専 門 職	行 政 職 3 級、4 級	
	23	42.5	477,570	80,197	397,373			
	10	44.2	539,592	93,475	446,117			
	30	42.5	556,950	101,083	455,867			
	-	-	-	-	-			
	62	44.2	589,792	91,514	498,278			
	15	43.5	536,503	69,126	467,377			
	7	44.4	564,438	81,447	482,991			
	40	44.4	616,412	102,602	513,810			
	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(平 成 28 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が 上記主任と同等と認めら れる主任 中間職（係長一係員間）	行 政 職 2 級（一部は 3 級、4 級）
	大 学 卒	129	40.3	394,128	51,532	342,596		
	短 大 卒	52	40.6	382,607	43,998	338,609		
	高 校 卒	30	41.9	376,438	50,552	325,886		
	中 学 卒	47	39.3	414,761	59,326	355,435		
	技 術 主 任	-	-	-	-	-		
	大 学 卒	108	38.9	515,253	95,231	420,022		
	短 大 卒	13	40.5	454,358	33,125	421,233		
	高 校 卒	3	41.4	506,132	94,956	411,176		
	中 学 卒	92	38.6	522,787	102,589	420,198		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	310	35.5	296,196	41,455	254,741		行 政 職 1 級
	大 学 卒	111	33.6	300,743	43,424	257,319		
	短 大 卒	50	38.0	283,677	46,802	236,875		
	高 校 卒	148	36.2	297,576	38,710	258,866		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	177	30.8	378,767	66,470	312,297		
	大 学 卒	42	32.5	373,685	58,169	315,516		
	短 大 卒	14	32.3	352,019	58,953	293,066		
	高 校 卒	121	29.9	383,900	70,703	313,197		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

3 規模 100 人以上 500 人未満

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(平成 28 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	67	52.2	506,720	10	506,710	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	46	51.7	521,894	0	521,894	
	短 大 卒	4	50.3	443,559	0	443,559	
	高 校 卒	17	53.8	476,350	39	476,311	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	30	50.3	413,482	7,521	405,961	
	大 学 卒	19	50.8	402,466	0	402,466	
	短 大 卒	7	49.5	415,731	33,495	382,236	
	高 校 卒	3	49.7	460,979	0	460,979	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
事 務 部 次 長	47	51.6	496,607	896	495,711	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)	
大 学 卒	32	51.6	515,462	371	515,091		
短 大 卒	6	47.2	400,642	8,816	391,826		
高 校 卒	8	54.3	446,144	0	446,144		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 部 次 長	21	49.9	407,932	18,024	389,908		
大 学 卒	13	49.8	424,362	5,680	418,682		
短 大 卒	4	49.7	378,100	40,406	337,694		
高 校 卒	4	50.3	378,921	39,854	339,067		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(平 成 28 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査)		
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級、6 級
	89	48.2	432,310	5,779	426,531		
	62	48.6	446,037	5,973	440,064		
	10	44.6	405,541	947	404,594		
	16	48.2	390,171	8,109	382,062		
	*	*	*	*	*		
	47	47.4	389,242	7,228	382,014		
	24	48.5	398,013	3,834	394,179		
	10	47.4	400,595	5,172	395,423		
	12	46.6	366,784	12,340	354,444		
*	*	*	*	*			
59	45.2	400,224	45,713	354,511	前 記 課 長 に あ る 時 代 行 務 代 理 者 に 直 属 係 者 等 の 役 職 を 有 す る 課 長 に 直 属 し 部 下 4 人 以 上 を 有 す る 者 が 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 一 係 長 間)	行 政 職 4 級	
42	45.0	415,576	49,278	366,298			
8	43.7	315,323	9,654	305,669			
8	47.3	362,270	42,902	319,368			
*	*	*	*	*			
9	47.5	376,806	6,628	370,178			
6	45.1	373,561	6,169	367,392			
*	*	*	*	*			
*	*	*	*	*			
-	-	-	-	-			
154	44.7	347,048	31,542	315,506	係 の 長 及 び 係 長 級 専 門 職	行 政 職 3 級	
86	43.6	352,943	28,949	323,994			
27	47.9	376,272	40,018	336,254			
41	45.5	308,310	33,061	275,249			
-	-	-	-	-			
73	44.8	385,232	78,095	307,137			
34	44.6	352,498	55,333	297,165			
14	44.7	392,542	85,932	306,610			
23	45.2	431,235	107,920	323,315			
*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(平 成 28 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査)		
事 務 主 任 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 主 任 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は 3級）
	121	41.1	320,449	39,199	281,250		
	64	39.6	346,884	43,924	302,960		
	31	40.1	247,667	19,348	228,319		
	25	46.8	301,191	44,065	257,126		
	*	*	*	*	*		
	99	40.6	349,376	64,534	284,842		
	36	36.2	331,332	60,744	270,588		
	32	42.5	358,189	61,700	296,489		
	30	43.3	363,573	72,909	290,664		
*	*	*	*	*			
事 務 係 員 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 員 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	524	35.7	238,913	22,465	216,448		行政職 1 級
	232	32.8	269,253	30,035	239,218		
	157	37.5	208,959	16,484	192,475		
	133	39.0	220,588	15,890	204,698		
	*	*	*	*	*		
	314	33.4	288,507	55,698	232,809		
	161	32.3	287,636	55,651	231,985		
	70	34.6	282,673	52,398	230,275		
	81	34.6	296,645	59,445	237,200		
	*	*	*	*	*		

4 規模 100 人未満

(平成 28 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(平 成 28 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	13	52.7	458,882	385	458,497	2 課 以上 又 は 構 成 員 20 人 以上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 （ 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 ）
	大 学 卒	6	52.5	444,923	0	444,923	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	53.2	431,213	1,000	430,213	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技 術 部 長	9	51.9	475,219	0	475,219	
	大 学 卒	6	50.9	503,258	0	503,258	
	短 大 卒	3	54.1	419,142	0	419,142	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	4	52.0	438,967	0	438,967	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 （ 部 長 - 課 長 間 ）	
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	5	54.6	406,631	7,015	399,616		
大 学 卒	4	54.0	413,970	0	413,970		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(平 成 28 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査)		
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級
	15	47.7	391,594	171	391,423		
	4	44.0	403,788	0	403,788		
	6	51.0	401,680	428	401,252		
	4	46.3	364,260	0	364,260		
	*	*	*	*	*		
	33	50.3	425,775	10,034	415,741		
	24	49.6	434,026	10,396	423,630		
	3	46.7	402,177	1,923	400,254		
	6	55.0	404,568	12,640	391,928		
	-	-	-	-	-		
	6	50.0	397,717	17,471	380,246	前 記 課 長 に あ 故 等 の 職 務 代 行 者 し 課 長 に 直 属 し 部 下 に 係 職 者 等 の 役 職 者 を 有 す る 者 を 有 す る 者 課 長 に 直 属 し 部 下 4 人 以 上 を 有 す る 者 が 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 - 係 長 間)	行 政 職 4 級
	5	49.0	411,966	20,965	391,001		
	*	*	*	*	*		
	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-			
14	44.4	414,902	80,763	334,139			
5	47.8	448,324	100,636	347,688			
4	39.0	409,701	89,669	320,032			
5	45.4	385,640	53,766	331,874			
-	-	-	-	-			
34	45.8	311,640	25,365	286,275	係 の 長 及 び 係 長 級 専 門 職	行 政 職 3 級	
10	46.1	346,698	42,753	303,945			
15	44.7	313,397	21,856	291,541			
9	47.3	269,760	11,893	257,867			
-	-	-	-	-			
18	44.8	351,519	67,651	283,868			
11	43.1	359,245	76,431	282,814			
*	*	*	*	*			
5	48.2	332,783	48,529	284,254			
-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(平 成 28 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任中間職（係長－係員間）	行 政 職 2 級（一部は 3 級）
	大 学 卒	50	41.8	282,533	20,297	262,236		
	短 大 卒	13	41.2	296,406	31,738	264,668		
	高 校 卒	19	39.2	263,221	9,906	253,315		
	中 学 卒	18	45.0	292,897	23,001	269,896		
	-	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	33	43.9	372,097	88,166	283,931		
	大 学 卒	15	42.3	421,917	125,790	296,127		
	短 大 卒	7	39.0	318,380	56,132	262,248		
	高 校 卒	11	49.3	338,344	57,245	281,099		
中 学 卒	-	-	-	-	-			
事 務 係 員	事 務 係 員	176	39.5	232,367	14,853	217,514		行政職 1 級
	大 学 卒	55	34.2	249,707	23,553	226,154		
	短 大 卒	52	40.5	225,964	9,940	216,024		
	高 校 卒	68	43.0	224,058	11,685	212,373		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	178	41.2	306,292	37,825	268,467		
	大 学 卒	60	39.8	318,359	52,247	266,112		
	短 大 卒	46	40.4	313,500	40,966	272,534		
	高 校 卒	71	42.8	290,645	23,052	267,593		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

その2 給与比較の対象外職種

規模計

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 年 均 齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	電話交換手は、見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自家用自動車運転手	-	-	-	-		業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	39	55.2	170,792	6,531	164,261	
	用 務 員	*	*	*	*	*	
海 事 関 係 職 種	船 長・機 関 長	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員	
	一 等 航 海 士・機 関 士	-	-	-	-		
	二 等 航 海 士・機 関 士	-	-	-	-		
	三 等 航 海 士・機 関 士	-	-	-	-		
	運 航 士	-	-	-	-		
	甲 板 長・操 機 長	*	*	*	*		*
	甲 板 手・操 機 手	-	-	-	-		-
甲 板 員・機 関 員	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 副 長	3	57.0	608,642	0	608,642	
	大 学 教 授	13	55.8	543,236	0	543,236	
	大 学 准 教 授	15	48.3	484,444	0	484,444	
	大 学 講 師	4	44.0	406,040	0	406,040	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*	
高 等 学 校 教 諭	17	47.7	430,553	2,229	428,324		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 研 究 所 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2 室 (係) 以 上 又 は 構 成 員 7 人 以 上 の 部 (課) の 長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構 成 員 3 人 以 上 の 室 (係) の 長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下 位 研 究 員 より 上 位 の 者 (研 究 所 長 の 職 名 を 有 す る 者、上 記 研 究 部 (課) 長 及 び 研 究 室 (係) 長) を 除 く。
	研 究 員	-	-	-	-	-	
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 28 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
病 院 長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師 5 人以上	
副 院 長	*	*	*	*	*	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者	
医 科 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師 1 人以上	
医 師	12	47.8	1,513,000	168,000	1,345,000		
歯 科 医 師	-	-	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	3	46.7	526,167	0	526,167	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	17	44.6	392,127	2,052	390,075	
	診 療 放 射 線 技 師	13	45.2	329,122	8,029	321,093	
	臨 床 検 査 技 師	12	46.2	265,236	2,521	262,715	
	栄 養 士	27	38.1	226,041	2,285	223,756	
	理 学 療 法 士	85	33.3	274,424	9,731	264,693	
	作 業 療 法 士	99	34.0	265,137	7,482	257,655	
	総 看 護 師 長	3	56.7	444,353	0	444,353	部下に看護師長 5 人以上
看 護 師 長	45	47.4	360,145	16,055	344,090	部下に看護師又は准看護師 5 人以上	
看 護 師	205	44.2	294,877	23,431	271,446		
准 看 護 師	149	48.5	269,906	19,902	250,004		

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管理職(課長級)		一般従業員(係員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規模計	66.3	33.7	66.8	33.2
	500人以上	64.0	36.0	62.3	37.7
	100人以上500人未満	70.1	29.9	71.2	28.8
	100人未満	58.4	41.6	60.8	39.2

3 標準生計費及び 労働経済指数

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費(平成28年4月分)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	20,390	30,130	38,410	46,700	54,980
住居関係費	48,460	53,410	48,750	44,110	39,460
被服・履物費	2,020	4,830	5,930	7,040	8,140
雑費Ⅰ	20,720	28,080	39,690	51,300	62,900
雑費Ⅱ	5,940	21,920	21,910	21,890	21,880
合計	97,530	138,370	154,690	171,040	187,360

平成28年4月の標準生計費算定方法

- 1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

- 2 2人～5人世帯については、家計調査における平成28年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第18表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年 比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全 失業率 (季調値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				うち所定内給与 (調査産業計)				総実労働時間 (調査産業計)			
					全	国	沖	縄	全	国	沖	縄	全	国	沖	縄
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月 比(%)	(時間)	(時間)
平成26年度	△ 0.9	0.5	1.11	3.5	290.8	0.3	231.1	1.5	265.4	0.2	214.4	1.2	149.3	150.5		
27年度	0.8	1.1	1.23	3.3	289.1	0.5	237.7	2.8	264.0	0.6	220.3	2.7	148.9	151.2		
平成27年4月	△ 0.4	1.0	1.17	3.4	292.5	0.5	242.4	3.6	266.5	0.6	223.5	3.2	155.8	158.5		
5月		0.9	1.18	3.3	286.8	0.0	234.9	2.5	262.6	0.3	218.3	2.6	143.0	145.8		
6月		0.9	1.19	3.4	290.1	0.8	236.0	2.0	265.5	0.8	219.0	2.0	153.4	154.0		
7月	0.4	1.0	1.21	3.3	289.4	0.6	237.6	3.2	264.5	0.7	220.4	3.3	155.5	156.8		
8月		1.0	1.22	3.4	287.2	0.3	237.8	3.4	262.9	0.3	219.3	3.0	145.4	151.6		
9月		1.0	1.23	3.4	288.1	0.4	235.9	3.0	263.8	0.3	219.7	2.9	147.0	148.1		
10月	△ 0.4	1.2	1.24	3.2	289.8	0.6	235.0	1.1	264.3	0.5	217.9	0.5	149.7	152.3		
11月		1.2	1.26	3.3	289.0	0.5	235.8	1.6	263.2	0.6	218.2	1.6	149.6	147.9		
12月		1.3	1.27	3.3	289.3	0.5	238.1	2.5	263.2	0.5	221.1	2.8	147.9	149.6		
平成28年1月	0.5	1.2	1.28	3.2	286.6	0.2	238.2	4.6	261.8	0.4	220.8	4.7	140.4	145.9		
2月		1.0	1.28	3.3	288.6	1.0	237.3	4.6	263.6	1.1	219.2	4.7	147.0	147.3		
3月		1.2	1.30	3.2	292.0	1.3	243.1	2.1	266.3	1.2	225.5	1.6	152.5	157.1		
4月	(p) 0.2	0.8	1.34	3.2	293.8	0.5	242.5	0.0	267.6	0.4	224.6	0.5	153.8	155.0		
5月		0.8	1.36	3.2	287.5	0.3	237.8	1.2	263.0	0.1	221.3	1.4	142.7	146.2		
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省	厚生労働省												

(注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。

2 ①は平成17年暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑧、⑩、⑪は平成22年基準である。

3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑨の全国は農林漁家世帯を除く数値、那覇市は農林漁家世帯を含む数値である。

5 ⑨、⑩の平成26年度、27年度の欄は、それぞれ平成26暦年、27暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消費者物価総合 指数前年比		⑪ 国内企業 物価 前年比	項 目 年 度 年 月
全国	沖縄県	全 国				那 覇 市				全国	那覇市		
(時間)	(時間)	二人以上の世帯 (千円)	前年比・ 前年同月 比(%)	うち勤労者世帯 (千円)	前年比・ 前年同月 比(%)	二人以上の世帯 (千円)	前年比・ 前年同月 比(%)	うち勤労者世帯 (千円)	前年比・ 前年同月 比(%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	前年度比・ 前年同月 比(%)	
12.8	10.4	291.9	0.4	318.7	0.0	225.9	△ 5.8	256.2	△ 7.0	2.7	2.6	2.7	平成26年度
12.8	10.1	288.3	△ 1.2	315.4	△ 1.0	233.8	3.5	267.3	4.3	0.8	0.7	△ 3.2	27年度
13.4	10.8	301.1	△ 0.5	333.1	1.1	221.0	△ 5.9	258.7	△ 0.7	0.6	0.2	△ 2.1	平成27年4月
12.5	9.7	287.3	5.5	317.2	8.1	218.4	6.7	245.2	5.6	0.5	0.4	△ 2.2	5月
12.6	9.3	269.3	△ 1.7	293.4	△ 0.9	222.0	△ 4.4	236.6	△ 6.4	0.4	0.4	△ 2.4	6月
12.7	10.1	282.1	0.5	315.5	1.3	229.5	△ 0.6	253.2	△ 3.7	0.2	0.3	△ 3.2	7月
12.2	10.9	292.8	3.5	317.5	3.7	280.8	28.5	302.8	21.9	0.2	0.1	△ 3.7	8月
12.7	9.6	275.8	△ 0.2	299.3	△ 1.4	230.5	5.1	239.9	△ 4.5	0.0	△ 0.1	△ 4.0	9月
13.0	9.8	283.8	△ 1.6	310.4	△ 1.3	236.0	2.1	272.7	△ 3.8	0.3	0.1	△ 3.8	10月
13.3	10.1	274.6	△ 2.2	295.1	△ 3.6	207.5	1.9	237.0	2.7	0.3	0.1	△ 3.7	11月
13.4	10.5	319.2	△ 4.2	340.1	△ 5.0	244.9	3.4	275.6	△ 3.3	0.2	0.0	△ 3.5	12月
12.3	9.7	281.9	△ 2.5	312.8	△ 2.3	214.8	△ 6.3	236.6	△ 18.5	0.0	0.3	△ 3.2	平成28年1月
12.6	10.0	271.1	1.8	298.3	2.4	209.2	△ 9.6	234.4	△ 20.7	0.3	0.8	△ 3.4	2月
13.2	10.7	302.1	△ 5.1	335.5	△ 4.7	281.3	10.7	343.3	14.6	△ 0.1	0.5	△ 3.8	3月
13.3	10.8	299.1	△ 0.7	337.3	1.3	221.2	0.1	252.0	△ 2.6	△ 0.3	0.3	△ 4.2	4月
12.2	9.4	283.3	△ 1.4	308.0	△ 2.9	278.2	28.0	311.1	27.0	△ 0.4	△ 0.1	△ 4.3	5月
総 務 省											日本銀行	資料出所	

平成28年 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541

印刷 (有) 朝日印刷



- ・古紙配合率 70%。白色度 73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、550部作成し、1部当たりの印刷単価は1,570円（1円未満は切捨）です。